

昼休み相談強行に対する書記長談話

一、11月19日、国税庁は昼休み相談を強行すると伝達してきた。伝達は、休憩時間を確保するために勤務時間管理を徹底した上で、納税者ニーズに応じて、全署・全系統で通年、昼休み窓口業務を行なうとする。昼休みが確保されていない実態を逆手にとった確申期昼休み相談開始が真の狙いであることは明白である。

一、私たちは以下の理由から一切の昼休み時間の相談業務に反対する。

- ・ 昼休みの一斉取得は労働者の権利である。
- ・ 厳正管理の掛け声だけで具体策を示さず、昼休み確保ができない真の原因に蓋をしている。
- ・ 平成20年1月実施は確申期計画が固まりつつある現在、複雑な割振りを強いる。
- ・ 休憩場所の確保を「可能な限り」と努力目標に矮小化した。簡易なパーテーションで職員がやすらぎ健康を保持することができないのは明白である。
- ・ 昼休みの受付や案内に従事する管理職に個々の職員の時間管理は不可能であり、管理責任は負えない。また一労働者である管理職の休憩時間をも奪いかねない。
- ・ 確申期昼休み相談は審査等の事務を圧迫し超過勤務を増加させる。職員の労働強化は必至であり、健康をないがしろにするものである。

一、税制改正が申告件数を増加させ、確申期は地獄と化した。連日超勤が続き、日曜開庁も5年目を迎える。この上、昼休みの相談を強行すれば私達が警告した「コンビニ税務署」となるのは必至である。私たちは具体的な提案も行なってきたが、国税庁はこれを無視し労働組合との信頼関係を自ら捨て去った。直ちに伝達を撤回し、労働組合との十分な協議を求める。

2007年11月22日

全国税労働組合

書記長 長谷川 健